

岩手県ディスクゴルフ協会規約

第1章 総則

- 第1条 当協会は「岩手県ディスクゴルフ協会」（JPDGA岩手）と称し、事務局を会長の指定する場所に置く
- 第2条 当協会は、日本ディスクゴルフ協会（以下JPDGAと略す）の下部組織として岩手県におけるディスクゴルフ競技の普及及び振興を図り、健全で豊かな県民スポーツの発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

- 第3条 当協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 県民への普及活動
 - 2 講習会の開催
 - 3 ディスクゴルフ愛好者組織の育成強化及び支援
 - 4 大会及びその他の競技会の開催、及び後援
 - 5 日本ディスクゴルフ協会（JPDGA）事業の後援活動
 - 6 その他、当協会の目的に必要な事業

第3章 協会会員

- 第4条 協会会員は第2条の目的に賛同し、入会の意思表示及び会費を納入する次の者をもって当協会会員とする。
- 1 会員（当協会入会した個人）、年会費（一般2,000円、18歳以下1,000円）
 - 2 賛助会員（当協会の趣旨に賛同し、賛助年会費を納入した個人及び法人）
団体 10,000円 個人 5,000円

- 第5条 会員にして、会費の納入を怠った者、当協会の名誉を棄損した者は、理事会の決定により、会員としての資格を停止されることがある。

- 第6条 会員、登録会員は総会に出席する義務がある。

第4章 役員

- 第7条 当協会は、以下の役員を置く。
- 1 会長1名、理事長1名、事務局長1名、競技委員長、普及委員長、会計、理事若干名及び監事1名とする。兼任は妨げない。
 - 2 当協会に顧問、会長補佐を置くことができる。
- 第8条 役員を選任は次のとおりとする。
- 1 会長は、総会にはかり決定される。

2 他役員は会長が選任し、総会の決議を経て選任する。

第9条 役員は理事会において会務重要事項を審議決議する。

第10条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。補欠又は増員により選任された場合の任期は前任又は現在者の残任期間とする。

第5章 会議

第11条 会議は必要により会長が招集する。

第12条 総会は年1回以上会長が招集する。ただし、会員、登録会員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合、総会を招集しなければならない。

第13条 理事会は、以下の事項について、審議し、決定する。

- 1 第3条の事業の事業計画案及び予算案
- 2 前項の他、総会で決議すべき事項
- 3 各大会の運営に関すること
- 4 規約改正議案
- 5 第5条に係る事項
- 6 その他、当協会に関わる重要事項

第14条 理事会及び総会の議事は出席者の過半数をもって決定される。また、会議は会員、登録会員の過半数以上の出席、もしくはその意思表示をもって成立する。

第6章 会計

第15条 当協会の経費は、会費、事業収入、寄付金、補助金等をもってこれに充てる。

第16条 当協会の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

第17条 会員の登録料及び入会金は総会で決定する。

付 則

1. 本会則改定は、理事会において審議され、総会において出席者の3分の2以上の賛成により決議される。
2. この会則に定めないことについては、JPDGA規約に準ずることとする。
3. 本会則は2021年4月1日から施行する。